

6 委託援助業務

法テラスでは、本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて業務を行うことができる（総合法律支援法第30条第2項）。現在は、以下の2つの団体から委託を受けている。

1. 日弁連委託援助業務

2007年10月1日から、日弁連からの委託による、日弁連委託援助業務を行っている。この業務は、財団法人法律扶助協会が解散以前に自主事業（国からの補助金を用いない事業）として行っていたもので、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務である。業務内容は、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助、犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助、心神喪失者等医療観察法法律援助、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたる。

下記表は、委託前の2004年度から2009年度における主な援助件数の推移をまとめたものである。

事業	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
刑事被疑者弁護援助	7,043	8,480	8,316	8,258	11,829	7,165
少年保護事件付添援助	2,970	3,593	3,653	3,331	4,732	6,914
犯罪被害者法律援助	96	115	126	192	376	515
難民法律援助	36	27	33	94	171	585
外国人法律援助	-	-	-	330	491	774
子ども法律援助	-	-	-	64	102	139
精神障害者 心神喪失者法律援助	-	-	-	252	301	345
高齢者等法律援助	-	-	-	243	761	1,727

- 【注】1. 2004年度～2006年度は、財団法人法律扶助協会の実績による。
 2. 2007年度は、2007年4月～9月の日弁連における援助実績件数（2008年3月末日時点調べ）と2007年10月～翌年3月の日本司法支援センターにおける開始決定件数の合計数である。
 3. 2008年度以降は、日本司法支援センターにおける開始決定件数である。

日弁連委託援助業務のうち、刑事被疑者弁護援助及び少年保護事件付添援助事業以外の援助事業の財源は、主に贖罪寄付及び会員からの会費により成り立っている。

（単位：千円）

	2007年度	2008年度	2009年度
贖罪寄付実績	466,473	252,179	171,905

- 【注】日弁連では寄付金取扱規則を制定し、日弁連で受理した寄付金（贖罪寄付及び法律援助目的の寄付）については日弁連の法律援助事業基金と、申出を代理した弁護人の所属弁護士会で50%ずつ受け入れることとしている。

2. 中国残留孤児援護基金委託援助業務

2007年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による、中国残留孤児援護基金委託援助業務を行っている。この業務は、中国残留邦人等のうち、身元が判明している者が、戸籍に関する手続を行う場合において、弁護士による法的援助を提供する業務である。